

医療法人設立認可申請のしおり

岡山県
2023.4.1 現在

1 設立認可手続の流れ



*医療審議会法人部会は、概ね年3回（6月、10月及び2月の下旬頃）開催予定。

事前相談は、医療審議会法人部会開催4か月前に実施、申請は医療審議会法人部会開催2か月前を期限としている。例えば6月審議案件は、2月に事前相談、4月が申請期限となること。

2 設立総会における手続

医療法人を設立するために、設立者による総会を開催し、次の事項について議決が必要となること。事前相談までにこれらの議決を経していない場合は、設立認可をおこなわないので留意のこと。

なお、認可申請に当たっては、原則として個人の医療施設として2年程度の診療実績を求めていることに留意のこと。

ア 医療法人設立趣旨の承認

イ 社員（社団たる医療法人の場合）の確認（注1）

ウ 定款案（社団たる医療法人）又は寄附行為案（財団たる医療法人）の承認

エ 基金の申込み及び設立時の財産目録承認

オ 設立後2年間の事業計画と予算書の承認

カ 役員（理事、監事）又は評議員（財団たる医療法人）の選任（注2）

キ 設立代表者の選任

ク 開設する医療施設（病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）の土地及び建物について、賃貸する場合の契約の承認

ケ その他法人設立に関して重要な事項（注3）

（注1）社員は、4名以上とし、監事の職務と社員の権利義務との間に利益相反が生じる虞があるため、監事を社員としないこと。（詳細については、「【参考】1 社員について」を参照）

（注2）役員（評議員）の欠格に該当した場合は、設立認可を行わないので、厳重に確認のこと。

成年被後見人又は被保佐人に該当する者については、精神の機能の障害により役員（評議員）の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者であることを確認の上選任のこと。なお、当該能力を確認できる書面を申請時に添付のこと。

選任時点で未成年者については、役員（評議員）に選任しないこと。

（注3）従たる事務所の設置、管理者（管理者は、必ず役員とすること。）の選任等

3 事前相談（要事前予約）

設立認可申請に先立ち、その都度定める期限内に申請書類一式（注1）を作成し来庁の上、不足書類、補正すべき点の確認を目的に相談（注2）を行っている。

（注1）公的書類（印鑑証明、身分証明書、登記されていないことの証明、登記事項証明書、残高証明書）の添付は不要。

（注2）事前相談は、定款（寄付行為）も確認するため、2時間程度の時間が必要であり、また、相談の結果、設立認可申請が難しいと判断される場合、直近の申請の見送りを求めることがあること。

4 設立認可申請

事前相談で認可申請が可能と判断した場合は、添付書類を添付した申請書3部（正本1部、副本2部）を医療法人の主たる事務所を管轄する保健所（注1）へ期限までに提出のこと。

申請期限及び事前相談期限は、その都度決定（注2）し、県医師会、県歯科医師会及び病院協会に広報等を依頼している。

（注1）2023年4月1日時点での保健所の管轄区域は次のとおり。

備前保健所：玉野市、備前市、赤鯿市、瀬戸内市、和気町、吉備中央町

備中保健所：総社市、井原市、笠岡市、浅口市、早島町、矢掛町、里庄町

備北保健所：高梁市、新見市

真庭保健所：真庭市、新庄村

美作保健所：津山市、美作市、久米南町、美咲町、鏡野町、勝央町、奈義町、東粟倉村

岡山市保健所：岡山市

倉敷市保健所：倉敷市

（注2）申請期限及び事前相談期限は、概ね次のとおり

6月審議案件：（2月事前相談、4月申請） 12月中旬頃期限決定

10月審議案件：（6月事前相談、8月申請） 4月中旬頃期限決定

2月審議案件：（10月事前相談、12月申請） 8月中旬頃期限決定

<添付書類>

ア 医療法人設立認可申請手続を行える者は、設立代表者、弁護士又は行政書士となることから、設立代表者以外が申請行為を行う場合は、申請手続を行える資格を示す書面の写し及び申請手続について、設立代表者から設立申請手続きを委任されたことが分かる書面

イ 法人設立後は、医療法をはじめとした法令及び定款（財団たる医療法人の場合は、寄附行為）を遵守する旨を設立代表者が誓約した書面

※ 法令等遵守事項の例は、「【参考】2 法令等遵守事項の例について」を参照のこと。

ウ 設立概要

エ 設立決議録（設立総会議事録）

オ 定款案又は寄附行為案

※ 県内に類似の名称がある場合、法人名の変更を求められることがあること。なお、病院又は診療所名は病院又は診療所を管轄する保健所に、介護老人保健施設又は介護医療院は介護保険の許可権者に確認を行うこと。

カ 設立代表者が適法に選任されたこと並びにその権限を証する書面（委任状）

キ 設立時の財産目録及び銀行等の残高証明書（写し不可）

※ 1 業務を行うに必要な資産を有していなければならないこと。

2 金銭以外を資産計上する場合は、「5 金銭以外の資産計上について」を参照のこと。

3 金銭については、社会保険診療報酬及び介護報酬2か月分以上とすること。

4 銀行等の残高証明書は、複数の銀行（店舗）のもので差し支えないが、証明日は同一日とすること。

ク 診療報酬（介護報酬）支払通知書の写し

※ 1 事前相談時点で、2年以上の診療実績のある医療施設については、直近6か月分

2 事前相談時点で、2年以上の診療実績のない医療施設については、開設以降のもの

3 複数の医療施設がある場合は、それぞれ添付すること。

4 事前相談と申請の間に約2か月のタイムラグが生じるため、申請時に添付が必要な書面は、事前申請時と異なること。

ケ 基金申込書及び証明書類

※ 1 基金拠出に係る契約書、不動産その他の重要な財産の所属についての登記事項証明書、銀行等の証明書類を添付のこと。

2 医療法人に不可欠な財産を出資する際に、その財産の整理又は拡充のために生じた負債で、従前の所有者が負うべきでないものは、医療法人に引き継ぐことができる場合がある。「6 債務の引継ぎについて」を参照のこと

コ 設立後2年間の事業計画書及び予算書（事前相談時点で、2年以上の実績のある医療施設で移

転を伴わない施設のみで構成される場合は、個人の確定申告書の写し直近2年分で代替可能なこと。)

※ 事前相談と申請の間に2か月のタイムラグが生じるため、2月事前相談案件については申請時に添付が必要な書面は、事前申請時と異なること。

サ 医療施設の開設実績がある場合、直近2年間の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写し

※ 事前相談と申請の間に2か月のタイムラグが生じるため、2月事前相談案件については申請時に添付が必要な書面は、事前申請時と異なること。

シ 役員就任承諾書

ス 役員及び社員（財団たる医療法人の場合は、評議員）の名簿

役員及び評議員については、履歴書（県ホームページに登載しているものに準じていれば様式は問わない）、印鑑証明書、本籍地で発行される身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付のこと。

※1 登記されていないことの証明書は、岡山地方法務局で取得可能。（郵送で取得する場合は、東京法務局で発行される。

〒102-8226 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課（03-5213-1360）

2 外国籍の者については、本籍地で発行される身分証明書が発行されないため、住民票抄本（個人番号（マイナンバー）の記載されていないもので、国籍・地域及び在留カード等の番号が記載されているもの）を添付のこと。

3 医療法人の役員といわゆるメディカルサービス法人（MS法人）の役員とを兼ねることはできない。MS法人が存在する場合は、その役員が分かる書類を添付のこと。

4 役員に医師又は歯科医師が存する場合は、医師又は歯科医師の免許証の写しを添付のこと。

5 成年被後見人又は被保佐人に該当する者を役員（評議員）に選任する場合は、精神の機能の障害により役員（評議員）の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者であることを確認したことが分かる書面。

セ 開設する病院（診療所）の概要

ソ 管理者就任承諾書（医師又は歯科医師免許証の写しを添付のこと）

タ 開設する医療施設に管理者以外に医師又は歯科医師が存する場合は、医師又は歯科医師免許証の写し

チ 診療所又は病院について、保健所への直近の届出の写し

ツ 主たる事務所、従たる事務所及び開設しようとする医療施設を記した位置図（住宅地図の写しで可）に医療施設の場所をマーカー等で区分

テ 主たる事務所、従たる事務所及び開設しようとする医療施設に係る平面図

ト 主たる事務所、従たる事務所及び開設しようとする医療施設に係る土地建物の登記事項証明書

ナ 主たる事務所、従たる事務所及び開設しようとする医療施設に係る土地建物を貸借している場合は、（賃）貸借契約書の写し

※1 （賃）貸借契約は、長期（10年以上）にわたるもので、かつ確実なものでなければならないこと。

2 賃料が近隣のものと比較して適正水準である必要があること。その積算根拠、積算過程を示す書類を添付すること。

3 貸借している物件が、サブリース（又貸し）の場合は、所有者と貸人との間で締結された（賃）貸借契約書も添付のこと。

4 （賃）貸借契約書の使用用途として、医療施設の運営が入っていない場合は、貸人から当該物件を医療施設の運営に使用してもよい旨の覚書等（サブリース物件も同様とする）

ニ 労働基準法第36条の協定の締結状況について（所轄の労働基準監督署長に届け出た書面の写し）

ヌ 従業員10名以上の事業場については、労働基準法第89条の規定による就業規則（所轄の労働基準監督署長に届け出た書面の写し）

5 金銭以外の資産計上について

ア 金銭以外を資産計上する場合は、当該資産計上額が適当である旨の弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（不動産の場合は、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）

ただし、①理事、監事又は使用人（法人成立前の場合にあつては、設立時社員、設立時理事又は設立時監事）、②基金の引受人、業務停止中の者、弁護士法人、監査法人、税理士法人であつて、その社員の過半数が①又は②にいずれかに該当する者は認められないこと。

イ 医療施設併用住宅等については、医療施設の用に供する部分のみが、資産計上可能であること。

ウ 自動車等については、専ら医療施設の用途に使用するものとし、その疎明資料を提出すること。（単なる説明資料でなく疎明資料であることに留意のこと。）

6 債務の引継ぎについて

ア 運転資金に用いられた債務の引継ぎはできない。医療機関開設のための設備等の導入に支払われたものであれば債務引継ぎは可能であるが、現に返済が行われていること等の根拠書類等が必要となる。

なお、安定的な運営のため、少なくとも自己資本比率20%以上（40%以上が望ましいこと。）の確保を求めため、引継ぎ負債が多額になれば、基金拠出額を積み増す必要が生じる。

※ 自己資本比率＝純資産／（負債＋純資産）

イ 引継ぎ可能な債務と条件は以下のとおり。

- 1 医療機関の運営に必要な不可欠な土地・建物等の施設や設備（以下、「設備等」）の購入に関するものであること。（運転資金や消耗品は不可）
- 2 上記1の設備等が設立時の財産目録に記載され、個人から医療法人に拠出されることが明らかであること。
- 3 設備等購入の前に借入が起こされており、さらに購入者本人による支払の事実が客観的に確認できること。（金銭貸借消費契約証書、負債残高証明及び債務引継承認願、設立時の負債内訳書等）
- 4 借入れに関する書類：金銭消費貸借契約書、返済予定表等、支払いに関する書類：売買契約書、工事請負契約書、領収書等、見積書や請求書は、契約そのものや代金の授受があったかの確認ができないので認められない。
- 5 債務の移転につき債権者の承諾の意思が書面で確認できること。
- 6 引継ぎ負債額は設立時財産目録の作成基準日現在のものであること。
- 7 基金拠出と債務引継ぎは同時に行うことが必要であり、設立時に拠出した財産取得に係る負債を、設立後に引き継ぐことはできないこと。

1 社員について

- ア 社員総会議長は、医療法第46条の3の3第3項の規定により、社員として議決に加わることができないこと及び社員総会は合議体であることから、
- 1 社員数は、4名以上が適当であること。
 - 2 少なくとも3名の確保は必要である。
 - 3 2名の場合、2名間で意見対立が生じた場合、議長を獲った側が負けるため意思決定できない。加えて何らかの理由で1名欠けると5の事態を招く。
 - 4 議長は社員として議決権がないことから、1名では、社員総会を開催しても議決が成立しない。すなわち、新たな社員の入社や役員選任ができず、法人は死に体となる。）
 - 5 社員が欠乏（0人）した場合、法人は解散となること。
- イ 利益相反及び監事の職務内容から監事を社員としないこと。
監事の職務は、次のとおり。
- 1 法人の業務を監査すること。
 - 2 法人の財産の状況を監査すること。
 - 3 法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会年度終了後3ヶ月以内に社員総会及び理事会に報告すること。
 - 4 監査の結果、法人の業務又は財産に関し法令又は定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを知事、社員総会又は理事会に報告すること。
 - 5 上記4の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - 6 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。

2 法令等遵守事項の例について

- ア 法人設立後速やかに法人設立届、定款（寄附行為）を知事に提出すること。
- イ 事業報告書等、決算終了後3月以内に知事に届け出るべき書面（事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書、関係事業者との取引の状況に関する届出）
- ウ 登記事項完了登記完了届（少なくとも年1回は、資産の総額の変更を登記し、遅滞なく知事に届け出る必要がある。2年に1回は、代表者の変更の登記（重任の場合も含む。）が生じ、同じく遅滞なく知事に届け出る必要がある。登記内容に変更が生じた場合は登記の上知事に届け出ること。（目的、所在地、名称、代表者の住所等）
- エ 役員に変更（重任、理事長、理事⇔監事、理事長⇔理事、氏名の変更等を含む。）が生じた場合、役員変更届を行うこと。
- オ 診療所許可事項に変更が生じた場合は、変更許可を行うこと。
- カ 定款（財団の場合、寄附行為）の内容を変更する場合は、定款（寄附行為）変更認可申請を行うこと。
- キ 変更後の定款（寄附行為）を県に提出すること。
- ク 理事会、社員総会（財団にあっては、評議員会）を定款（財団の場合、寄附行為）の定めに従って開催すること。
- ケ 医療法（医療法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を含む。）
- コ 労働基準法、労働安全衛生法をはじめとする労働法制
- サ 組合等登記令
- シ 税法（法人税法、地方税法、消費税法等）

3 設立の登記等について

- ア 医療法人の設立登記は、設立認可書の到達した日から2週間以内に主たる事務所の所在地を管轄する法務局において行うこと。(組合等登記令第2条)
- イ 登記後、設立登記完了届に履歴事項全部証明書(原本)を添付の上2部を主たる事務所を管轄する保健所に遅滞なく届け出ること。(医療法施行令第5条の12)
- ウ 医療法人成立後、1年以内に正当な理由なく医療施設を開設しないときは、設立認可の取消対象となること。(医療法第65条)

(問い合わせ先)

700-8570 (専用郵便番号:住所記載不要)

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県保健医療部 医療推進課 医事班

TEL: 086-226-7403 (直通)